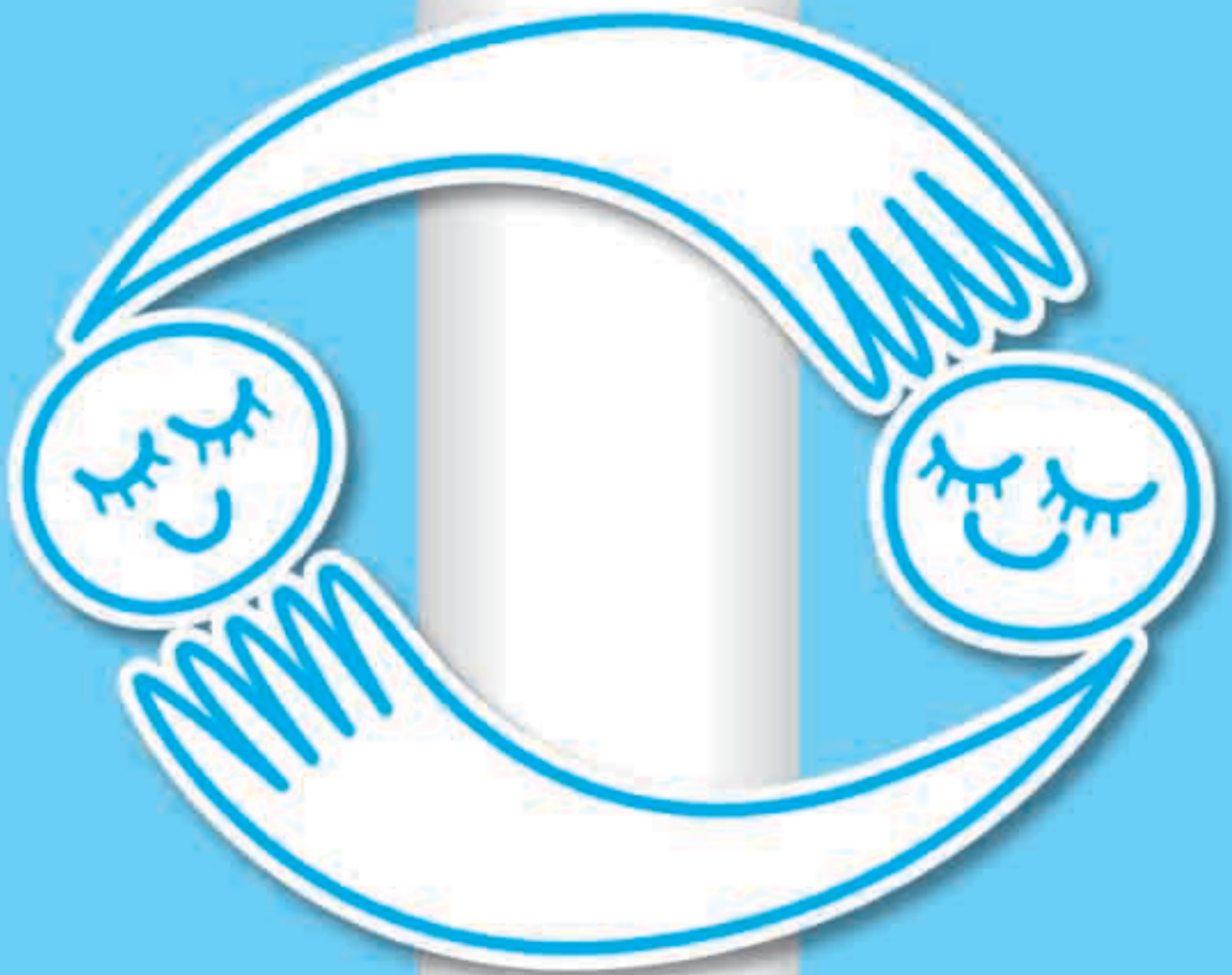


附属 資料



1 計画策定の趣旨

もはや不可避とされている人口減少時代・超高齢社会の到来、景気の長期低迷や国際競争の激化による産業構造の変化、深刻さを増す地球環境問題など、わが国全体が大きな時代の転換期に突入しています。

このような時代潮流の変化のなか、行財政運営においては、国・地方を問わず、従来のような自動的な税収増は困難となっている一方、少子・高齢化対策、循環型社会の構築、高度情報通信基盤の整備など、多岐にわたる分野で今後さらに財政需要は拡大すると見込まれています。

こうしたなか、地方分権と財政再建、新たな地域づくりの枠組みづくりを推進する平成の大合併の全国的な動きにいち早く対応し、平成16年4月1日に4市町村（川之江市、伊予三島市、土居町、新宮村）が合併して「四国中央市」が発足しました。

これまで、製紙産業の発展を軸に、四国にとどまらず、西日本経済の活性化に大きく寄与してきた本圏域においては、高速交通基盤の整備が進み、環瀬戸内海経済圏の一翼としてのポテンシャルが高まる一方、海・山の良好な自然環境が残され、豊かな農林水産資源、観光・文化資源を有しており、新時代を拓く大きな可能性をもっているといえます。

こうしたことから、都市の将来像と発展方向の基本指針を明らかにするだけでなく、効果的、効率的な施策・事業の推進や市民との協働のあり方など、四国中央市としての新たな都市づくりを規定する総合計画を策定するものです。

2 計画の位置づけと構成・期間

(1) 計画の構成

基本構想

基本構想は、基本計画及び実施計画を含む四国中央市の総合的なまちづくりの基本的指針であり、市民と行政の共通の目標となるものです。計画期間は、平成17年度を初年度とし、平成26年度を目標年度とします。

基本計画

基本計画は、基本構想で定めた四国中央市の将来像を実現するために必要な施策を分野別に体系化したものです。計画期間は同じく10年間とし、中間時点の平成21年度に見直しを行うこととします。

実施計画

実施計画は、基本計画で体系化した施策を具体的事業で示し、その内容を明らかにするものです。施策の進捗状況や重要度・緊急度、財政状況、国や県などの施策の動向などを総合的に勘案しながら各年度の事業計画として、基本構想・基本計画とは別途策定するものです。計画期間は、向こう3年間を見越したローリング方式により毎年度策定します。

(2) 施策・事業の範囲

基本構想は、市が実施する施策を主体に、その基本的方向を示すものですが、国や愛媛県などが行う施策についても、四国中央市に関わるものについては計画に含めます。また、民間事業者や市民が主体となって行う事業についても含めるものとします。

(3) 対象地域

基本構想の対象地域は、四国中央市全域としますが、広域的な関わりをもつ施策については、近隣自治体や県と連携して、対応することとします。

3 四国中央市の地域概要

(1) 位置と地勢

本市は愛媛県の東端部に位置し、東は香川県に面し、南東は徳島県、更に南は四国山地を境に高知県に接しており、四国で唯一4県が接する地域となります。県都松山市と高松市へは約80km、高知市までは約60km、徳島市までは約100km、大阪市へ約300km、東京都まで約800kmの距離にあります。

地形は、東西に約25kmの海岸線が広がり、その海岸線に沿って東部には全国屈指の「製紙・紙加工業」の工業地帯を擁し、その南に比較的幅の狭い市街地を形成しています。その海岸線西部には、美しい自然海岸が広がりその南には広大な農地が広がっています。

さらに南には急峻な法皇山脈から四国山地へと続く山間部を擁し、この豊かな自然により水という恵みを与えられ、産業や生活が支えられています。

また、本市は高速道路網の整備により、三島川之江・土居・新宮の3つのインターチェンジと川之江・川之江東の2つのジャンクションを持ち、四国の「エクスハイウェイ」の中心地となっており、四国各県の県庁所在地のいずれにも、ほぼ1時間で結ばれるという好条件にあります。

海路では四国最大規模の国際貿易港として「四国ロジサイト」の建設が進められています(平成18年竣工予定)。エクスポート四国ロジサイトは、四国屈指の多目的国際ターミナルに立地しており、海上貨物を取り扱うにも絶好のロケーションにあります。海路では海外と直結し、陸路ではエクスハイウェイの効果を最大限に活用できるとして期待が高まっています。

(2) 自然

気候は燦灘に面した平野部では、瀬戸内海特有の温暖寡雨で、年間平均降水量は約1,500mm、年間平均気温は16.0℃と、冬期においても積雪をみることはまれで、台風や洪水、地震などの天災も少なく、気象条件に恵まれています。

この地域の気候の大きな特色のひとつとして、平野部では毎年春先から初夏にかけて、日本三大局地風の一つである「やまじ風」が、法皇山脈の北斜面から燦灘へ周期的に吹きおろし、時には人家や農作物に被害を及ぼすことがあります。

また、法皇山脈と四国山地に囲まれた山間部は、年間平均降水量は約1,700mm、年間平均気温は13.3℃と、瀬戸内海に近く位置しているため比較的温和となっています。冬期には積雪や結氷(気温が0℃以下に低下する時におこる水の凝固現象)もみられます。

(3) 歴 史

平成16年（2004）4月1日、川之江市・伊予三島市・宇摩郡土居町・宇摩郡新宮村の2市1町1村が合併し、四国中央市が誕生しました。

この地域は古くから「宇摩」と呼ばれ、古い歴史を持っています。

宇摩のあけぼの

宇摩の地に人々が暮らしはじめた最古の痕跡は旧石器時代終末期（今から1万2000年前）のものでこの時期の石器が上分町高田や下川町などで発見されています。

その後、縄文時代になると、人々が生活していた痕跡を示す遺跡も見られるようになり特に縄文時代後期以降の土器が土居町藤原や近年では上分西遺跡などで出土しています。

弥生時代になると遺跡の数も多くなり、主に金生川流域を中心とした東部地域に分布しています。川之江町大江遺跡では海浜に弥生時代中期から6世紀頃まで継続的に生活が営まれました。三島宮川の破魔殿遺跡では弥生時代終末期から古墳時代への転換期の集落が営まれ、鉄器を製作した「鍛冶炉」が出土しており、遺跡出土の畿内系土器と併せて、海を越えて他地域との交流があったことを物語っています。また、祭祀に使われた青銅器のうち銅剣や銅鉾が柴生町・金生町下分や、土居町入野・津根などで発見されています。

古墳文化の隆盛

3世紀中頃になると特定の首長を巨大な墳墓に埋葬する「古墳時代」になりますが、当地域では前期から中期（3世紀後半から5世紀）にかけての古墳は少なく、現在はあまり知られていません。

しかし、古墳時代後期（6世紀前後）に横穴式石室が導入されると各地で多くの古墳が築造されるようになりました。妻鳥町から上柏町にかけての丘陵地帯の東宮山古墳（妻鳥町）、経ヶ岡古墳（下柏町）などが、比較的早い時期のものと見られます。古墳時代終末期（7世紀）に入ると金生川流域に2基の石室が単一丘陵に平行して築かれ、両石室とも県内最大級の石室規模を誇る向山古墳（金生町下分）などが、さらには土居町東部に群集墳である大空・高原古墳群（土居町野田）が築造されたものと考えられます。このような古墳時代後期（6世紀）から律令期への転換期である古墳時代終末期（7世紀）にかけての古墳文化を基盤として後の「宇摩郡」が成立したと考えられます。

律令制と宇摩郡

大化の改新（645年）以降に成立した律令制の下で国郡里制が定められ、この地域は「伊予国宇摩郡」とされました。宇摩郡には山田・山口・津根・近井の4里（「里」はのちに「郷」とされる）と余戸あまりべがありました。「郡」ははじめ「評」と称されていましたが、現在、岡山県立博物館に所蔵されている須恵器（土器）には「馬評うまのこほり」の文字が刻まれており、これが後の「宇摩郡」にあたるのではないかと推定されています。

律令国家は中央と諸国との連絡を緊密にするため、全国に官道を整備しました。官道には駅家が設けられ、駅家におかれた駅馬は緊急時の連絡や公務で往来する官人が使用しました。官道・南海道は、淡路国から阿波・讃岐の国府を経て伊予国宇摩郡に入り、大岡駅（妻鳥町松木付近）・近井駅（土居町中村付近）を経て伊予国府（今治市）に向かう経路をとりました。後に土佐国府へは大岡駅から南下して四国山脈を越えていく経路がとられるようになり、山背

駅（新宮町馬立）が置かれました。

中世の宇摩

宇摩郡は伊予国の東端に位置し、讃岐・阿波・土佐と境を接するため、たびたび隣国からの侵入を受けていました。宇摩・新居の両郡は讃岐の細川氏の支配を受けた時代が長く続きました。仏殿城（川之江城）は、南北朝時代、土肥三郎左衛門義昌どひさぶろうざえもんよしまさが築いたのが最初とされています。

戦国時代にも、この地は四国の覇権をめぐる争いの舞台となり、激しい戦乱が繰り返されました。落城にまつわる悲しい伝説も残されています。この時代の城跡としては、仏殿城のほか、轟城（上分町）、松尾城（中曾根町）、渋柿城（土居町小林）などが知られています。

江戸時代の藩と村々

伊勢神戸（三重県鈴鹿市）城主・一柳監物直盛ひとつやなぎけんもつ なおもりは寛永13年（1636）に伊予西条6万8600石に移封されましたが、入国する途中に大坂で病没、遺領は長男直重に西条3万石、三男直頼に小松1万石、そして次男美作守直家みまさかのかみなおいえに川之江2万8600石が分与されました。直家は川之江村に陣屋を置きましたが、寛永19年（1642）に病没、養子の直次は播磨国小野（兵庫県小野市）に1万石で移され、一柳家の川之江藩は足かけ7年で終わりました。

なお、西条藩一柳家の分家が5000石を領有し、津根村八日市（土居町）に陣屋を構えていた時期もありましたが、これも播磨国高木（兵庫県三木市）に移されました。

その後、宇摩郡の村々は、幕府（松山藩御預所）、今治藩、西条藩（一柳家が改易され、紀州松平家の分家が入封）の領地が入り組み、相給あいきゅう（1つの村が2つの領地に分けられる）の村も数村あるなど、複雑な統治体制がとられるようになりました。

幕府領：川之江・余木・下分・山田井・三角寺・新宮・具定・西寒川・大町・豊田・五良野・岡銅・小川山・平野山・野田・藤原・中・浦山・天満・北野

今治領：三島・長須・柴生・下川・下山・領家・半田・上山・新瀬川・馬立・新宮・村松・下柏・上柏・中曾根・寒川山・岩原瀬・鷹野山

西条領：上分・金川・中之庄・東寒川・西寒川・長田・野田・津根・小林・蕪崎・天満・土居・入野・畑野

（太字は相給の村）

幕府領（松山藩御預所）では、川之江村の一柳家の陣屋跡に松山藩の陣屋が置かれました。川之江陣屋の支配地は、宇摩・新居両郡の幕府領のほか、讃岐国那珂郡（金毘羅の周辺）、小豆島にまで及び、特に、日本有数の銅山であった宇摩郡別子山村（新居浜市）の別子銅山の稼動が最大の任務となっていました。

今治藩の陣屋（御用屋敷）は三島村に置かれ、郡内18カ村を支配しました。

街道の往来

江戸時代には、物資の流通が盛んになり、街道を往来する人々も多くなってきました。伊予と讃岐を結ぶ街道、金毘羅道（松山道）は、西から新居郡（新居浜市）との境界の関の峠（土居町上野）を越えて宇摩郡に入り、豊田（豊岡町）、三島、川之江を経て余木崎から讃岐へ通じていました。

川之江からは土佐道が分岐し、法皇山脈を越え、馬立（新宮町）を経て笹ヶ峰を越え、土佐に達しました。この道は土佐では「北山越え」と呼ばれ、土佐藩が参勤交代に使用していまし

た。途中、馬立（新宮町）と川之江に、参勤交代の一行が宿泊する本陣が置かれました。

街道筋には、村でありながら町場をもつ「在郷町」が発達し、商業活動が盛んに行われていました。郡内では、陣屋が置かれた川之江村や三島村のほか、上分村（西条藩領）がありました。これらの在郷町では、有力な商人たちによって「村札」（藩の藩札に相当する）も発行され、近在の村々でも通用していました。

また、川之江・三島などには港があり、対岸の山陽地方や大坂などから船が往来していました。村民にも回船業を営む者がおり、川之江村だけでも数十艘の回船を所有していました。当時の物資の輸送は、陸上よりも船による海上輸送が主体となっていました。

四国遍路も盛んになり、文化・文政時代（1800年代初め）には最盛期を迎えました。宇摩郡には三角寺村（金田町）に伊予最後の札所・三角寺があり、札所を結ぶ「遍路道」が中之庄村の通称「遍路分かれ」で金毘羅道から分岐し、三角寺を経て讃岐最初の札所・雲辺寺に通じていました。遍路道には石の道標「遍路石」が、今も数多く残されています。また、この地域の村々からも多くの人々が遍路に出たことが、記録に残されています。

学問の興隆

宇摩郡でも、上層の農民や商人などを中心に、儒学などの学問が盛んになってきました。尾藤二洲とうじしゅうは川之江村の回船業の家に生まれ、村の儒医・宇田川楊軒うだがわようけんのもとで学を修め、大坂へ遊学し陽明学を、その後江戸で朱子学を学び、当時の最高学府である江戸幕府の「昌平坂学問所」の教授として活躍しました。柴野栗山、古賀精里とともに「寛政の三博士」として知られています。門人には、近藤篤山こんどうとくざん・長野豊山ながのほうざんがいます。

近藤篤山は小林村（土居町）に生まれ、はじめ大坂で、さらには昌平坂学問所で二洲の教えを受けました。帰郷後、川之江で塾を開いていましたが、小松藩に賓師の礼をもって迎えられ藩校で教育にあたり、その人徳と学識から「伊予聖人」とたたえられました。

在村絵師の活躍

今村道之進いまむらみちのしんよしたね義種は中曾根村（今治藩領）に生まれ、京都で狩能探幽の流れを汲む京都鶴沢派に学び、帰郷して地元で多くの絵を描きました。生涯、農村で活動した「村狩野」は、この道之進が全国でただ1人知られています。

道之進の作品目録には、地元の庄屋や寺院・神社などから掛け軸、襖絵、屏風などの発注を受けて描いたことが記され、当時の宇摩地域の豊かな暮らしぶりを知ることができます。彼の作品は残念ながら現存するものは少ないのですが、子孫の家には「粉本ふんぼん」（絵のお手本）・下絵など千数百点あまりが残され、全国的にみても貴重な絵画資料となっています。

幕末から明治へ

慶応4年（1868）、朝廷から徳川慶喜（第15代将軍）追討の詔が出され、高松・松山の両藩とともに、幕府領の川之江も土佐藩兵の進駐を受けました。土佐藩は陣屋（のち民政局）を川之江に設置、近代的な治政につとめました。

明治4年（1871）、川之江民政局統治下の村々は丸亀県に編入、間もなく今治県（旧今治藩）・西条県（旧西条藩）の村々とともに松山県となり、宇摩郡の村々の分割支配は終わりを告げました。明治11年（1878）には川之江村に宇摩郡役所が置かれました。

明治22年（1889）には町村制が施行され、宇摩郡に51あった村は合併によって23村となりました。

[明治22年の宇摩郡の村々]

川之江・二名・金生・上分・金田・川滝・新立・上山・松柏・三島・中曽根・中之庄・寒川・豊岡・金砂・富郷・野田・津根・小富士・土居・満崎・関川・別子山

(明治31年から昭和27年にかけて、三島・川之江・上分・金生・寒川は町制を施行)

昭和29年(1954)、川之江市・伊予三島市・新宮村・土居町が誕生しました。この明治22年の町村制施行後の町村域の多くが、小学校の校区や公民館の設置単位の地域となって、現在も存続しています。

製紙業の発展

この地域の製紙業の始まりは、今から約250年前の宝暦年間(1751~1763)に小川山村(現在の金砂町)の中之川で始まったとされています。当初は数戸が、自生の楮こうぞや三椏みつまたを原料に紙を漉いていたものですが、文政年間には、この村の小川利平が駿河半紙の製法を習得してきて、小川半紙と呼ぶ紙を漉くようになりました。宇摩郡の村々は稲作に適した平地が少ないため、農家の副業として、慶応から明治にかけて、こうした紙漉きが次第に広まっていき、紙漉きを専業とする業者も増加していきました。

一方、明治初期から日本髪にっぽんかみの結髪むすびに多く用いられた元結もとむす(もっとい)の製造に始まる紙加工業は、断髪令などの時代の変革によって元結が衰退した後、水引みづひきを材料として結納品、金封や漏斗紙などに工夫され「伊予の水引」として全国に知られるようになりました。

明治維新後、製紙工場はさらに増加し、紙の販路拡大や製紙技術の革新に向けた努力により、今日の当地域の製紙産業の隆盛の基礎が築かれていきました。明治末期には戸数750軒を数える「手漉き和紙黄金時代」を迎えるに至ったのです。その後、時代の流れとともに機械抄き製紙工場が次第に増え、主流は手漉き和紙から機械抄き製紙へと変化していきました。

そして1954年には、宇摩地域100年の悲願であった銅山川疎水事業が完成し「紙の命」である工業用水が大量に確保され、飛躍的な発展を遂げることとなったのです。

戦後日本の高度成長期となる1950年代に入り需要が急速に拡大すると、企業の大規模化と新規参入が増大するとともに、原料や薬品を扱う商社や製紙機械メーカー等総合的な補完体制が整い、紙産業の基盤整備が進みました。

現在、四国中央市の紙産業における製造品出荷額は約4,800億円に上ります。これを大きく分けた製品別全国シェアに置き換えてみると、新聞巻取紙は24%、包装紙は17%、衛生用紙は14%、書道用紙は60%などといずれも高い数値で推移しており「日本一の紙のまち」の面目躍如となっています。

また、ここで生産される品種は、新聞紙・文庫紙・紙おむつ・ウェットティッシュ・不織布・金封・書道用紙・封筒荷札・タック紙・紙管・漏斗紙・再生紙など、正に多種多様を誇り「切手と紙幣以外は全て作れる」と言われています。

(4) 統計

●面積



420.05平方km
(平成16年国土地理院面積調)

●世帯数



32,957世帯
(平成12年国勢調査)

●総人口



94,326人
(平成12年国勢調査)

●出生



平成14年 796人

●死亡



平成14年 915人

●家族



1世帯あたり 2.86人

●人口密度



1km²あたり 224.63人

●就業者数



46,518人
(平成12年国勢調査)

●事業所数



5,369事業所
(平成13年事業所・企業統計)

●市内総生産



474,574百万円
(平成12年度市町村民所得統計)

●予算



35,384百万円
(平成13年度財政規模(歳出))

●販売農家数



2,259戸
(2000年農林業センサス)

● 農業就業人口



3,698人
(2000年農林業センサス)

● 耕地面積



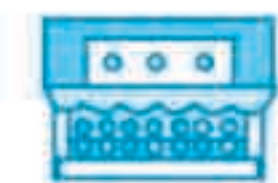
経営耕地総面積 1,928ha
(2000年農林業センサス)

● 工業事業所数



467事業所
(平成13年工業統計調査 <従業者
4人以上>)

● 商店



1,529事業所
(平成14年商業統計調査)

● 自動車保有



43,813台
(「自動車数の推移」<平成14年3月>)

● 運転免許保有者数



61,336人
(県警察本部調べ 平成14年12月)

● 交通事故



平成13年 756件

● 刑法犯罪発生件数



1,515件
(平成13年犯罪統計書)

● 火災



平成13年 34件

● 医療施設数



101施設
(医療施設調査 <平成13年10月>)

● 医師



医師数 170人

● 老人



65歳以上 20,010人

4 市民の意識

(1) 調査の概要

1) 調査の目的

新市としてのはじめての総合計画の策定にあたり、市民生活の実態や市民意識を把握し、計画策定の基礎資料とするため、16歳以上の市民を対象とするアンケート調査を実施した。

2) 調査の方法

①調査対象

調査の対象は、市内に居住する16歳以上の市民とする。

②対象者数

対象者3,000人を住民票から無作為抽出した。

③調査方法

郵送により、調査票の配布・回収を行った。

3) 回収結果（有効回答率）

有効回収票数1,152票（38.4%）

4) 集計上の注意事項

- ・回答率などは、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位まで表記した。このため、合計が100.0%にならないことがある。
- ・複数回答方式（マルチ回答）の設問では、百分率の合計が100%を超えることがある。
- ・グラフ中の数値は百分率である。

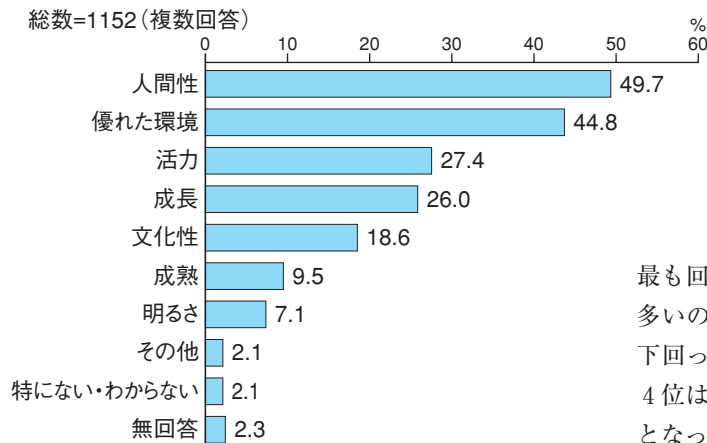
(2) 主要な設問の集計結果

1) 四国中央市のイメージについて

問1 一覧

	全体 (0)	強く感じる (1)	どちらとも言えない (2)	そうは思わない (3)	無回答 (4)
発展的な(1)	1152 100.0	214 18.6	582 50.5	275 23.9	81 7.0
活気のある(2)	1152 100.0	198 17.2	594 51.6	291 25.3	69 6.0
快適な(3)	1152 100.0	103 8.9	638 55.4	300 26.0	111 9.6
自然豊かな(4)	1152 100.0	430 37.3	490 42.5	159 13.8	73 6.3
潤いのある(5)	1152 100.0	89 7.7	656 56.9	317 27.5	90 7.8
落ち着いた(6)	1152 100.0	178 15.5	604 52.4	280 24.3	90 7.8
美しい(7)	1152 100.0	118 10.2	594 51.6	348 30.2	92 8.0
文化的な(8)	1152 100.0	123 10.7	610 53.0	333 28.9	86 7.5
あたたかい(9)	1152 100.0	165 14.3	682 59.2	212 18.4	93 8.1
開放的な(10)	1152 100.0	95 8.2	682 59.2	285 24.7	90 7.8
先進的な(11)	1152 100.0	103 8.9	560 48.6	406 35.2	83 7.2
秩序ある(12)	1152 100.0	69 6.0	733 63.6	268 23.3	82 7.1

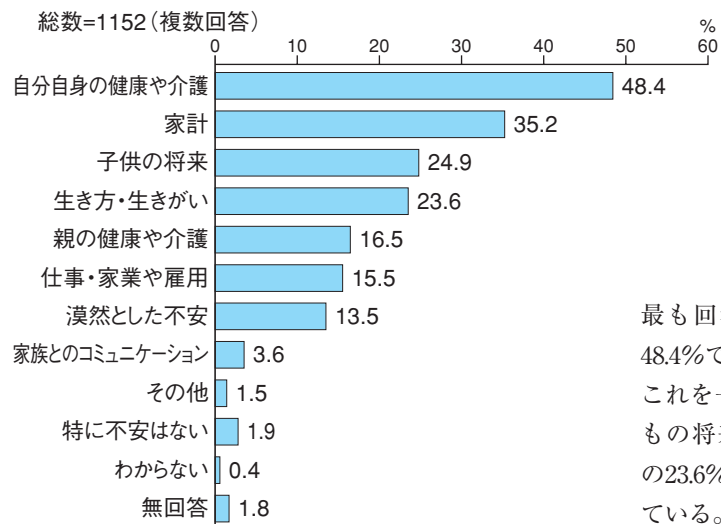
問2 今後高めてほしいイメージ



最も回答が多いのは、「人間性」の49.7%である。次に多いのは「優れた環境」であり、44.8%とこれを若干下回って続いている。第3位は「活力」の27.4%、第4位は「成長」の26.0%、第5位は「文化性」の18.6%となっている。

2) 暮らしを取り巻く環境について

問3 生活における不安



最も回答が多いのは、「自分自身の健康や介護」の48.4%である。次に多いのは「家計」であり、35.2%とこれを一定程度下回って続いている。第3位は「子どもの将来」の24.9%、第4位は「生き方・生きがい」の23.6%、第5位は「親の健康や介護」の16.5%となっている。

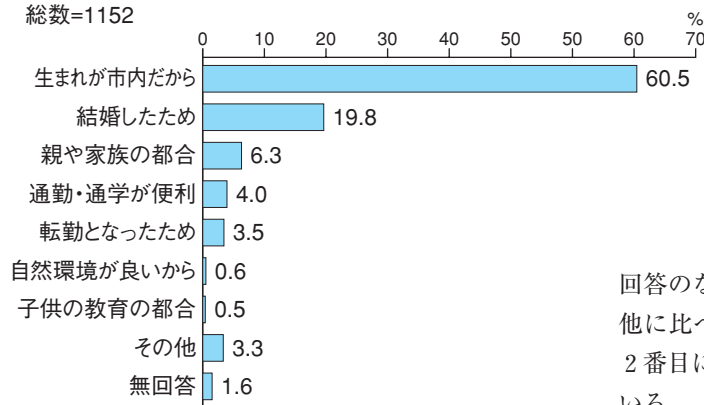
問4 生活環境等の評価

	全体 (0)	満足 (1)	まあ満足 (2)	普通 (3)	やや不満 (4)	不満 (5)	無回答 (6)	評価点 (7)
災害(1)	1152 100.0	25 2.2	177 15.4	491 42.6	273 23.7	149 12.9	37 3.2	-0.31
環境汚染(2)	1152 100.0	13 1.1	119 10.3	388 33.7	368 31.9	219 19.0	45 3.9	-0.60
バリアフリー(3)	1152 100.0	5 0.4	53 4.6	372 32.3	410 35.6	240 20.8	72 6.3	-0.77
夜道の明るさ(4)	1152 100.0	12 1.0	85 7.4	338 29.3	414 35.9	253 22.0	50 4.3	-0.74
暴力や犯罪(5)	1152 100.0	49 4.3	201 17.4	538 46.7	226 19.6	87 7.6	51 4.4	-0.09
買い物(6)	1152 100.0	130 11.3	372 32.3	398 34.5	147 12.8	64 5.6	41 3.6	0.32
公共交通(7)	1152 100.0	31 2.7	116 10.1	377 32.7	315 27.3	262 22.7	51 4.4	-0.60
生活道路(8)	1152 100.0	33 2.9	150 13.0	445 38.6	310 26.9	166 14.4	48 4.2	-0.39
幹線道路(9)	1152 100.0	34 3.0	171 14.8	489 42.4	278 24.1	127 11.0	53 4.6	-0.27
公園・広場(10)	1152 100.0	28 2.4	102 8.9	472 41.0	318 27.6	183 15.9	49 4.3	-0.48
公民館・集会所(11)	1152 100.0	44 3.8	145 12.6	642 55.7	187 16.2	85 7.4	49 4.3	-0.11
市役所や支所(12)	1152 100.0	67 5.8	166 14.4	589 51.1	183 15.9	108 9.4	39 3.4	-0.09
適切な医療(13)	1152 100.0	56 4.9	194 16.8	555 48.2	220 19.1	85 7.4	42 3.6	-0.08
学校・保育施設(14)	1152 100.0	74 6.4	201 17.4	659 57.2	117 10.2	43 3.7	58 5.0	0.13
煤煙・排気ガス(15)	1152 100.0	41 3.6	98 8.5	389 33.8	351 30.5	220 19.1	53 4.6	-0.56
振動・騒音(16)	1152 100.0	58 5.0	157 13.6	429 37.2	283 24.6	179 15.5	46 4.0	-0.33
日当たりや風通し(17)	1152 100.0	199 17.3	331 28.7	447 38.8	93 8.1	31 2.7	51 4.4	0.52
空間的なゆとり(18)	1152 100.0	51 4.4	138 12.0	555 48.2	256 22.2	93 8.1	59 5.1	-0.18
緑の多さ(19)	1152 100.0	151 13.1	240 20.8	493 42.8	157 13.6	56 4.9	55 4.8	0.25
親水性の豊かさ(20)	1152 100.0	77 6.7	181 15.7	668 58.0	106 9.2	58 5.0	62 5.4	0.10
生き物とのふれあい(21)	1152 100.0	37 3.2	118 10.2	620 53.8	217 18.8	92 8.0	68 5.9	-0.19
水のきれいさ(22)	1152 100.0	28 2.4	98 8.5	386 33.5	385 33.4	211 18.3	44 3.8	-0.59
街並みや景観(23)	1152 100.0	14 1.2	67 5.8	538 46.7	348 30.2	130 11.3	55 4.8	-0.47
下水や排水(24)	1152 100.0	53 4.6	145 12.6	475 41.2	249 21.6	188 16.3	42 3.6	-0.34
ごみ収集(25)	1152 100.0	110 9.5	265 23.0	510 44.3	141 12.2	83 7.2	43 3.7	0.16
芸術・文化の機会(26)	1152 100.0	9 0.8	83 7.2	574 49.8	304 26.4	126 10.9	56 4.9	-0.42
学校教育(27)	1152 100.0	16 1.4	73 6.3	643 55.8	260 22.6	97 8.4	63 5.5	-0.32
障害者等への配慮(28)	1152 100.0	15 1.3	67 5.8	581 50.4	326 28.3	117 10.2	46 4.0	-0.42
まちの賑わい(29)	1152 100.0	13 1.1	99 8.6	477 41.4	335 29.1	182 15.8	46 4.0	-0.52
国際交流(30)	1152 100.0	5 0.4	19 1.6	537 46.6	331 28.7	174 15.1	86 7.5	-0.61
近所づきあい(31)	1152 100.0	59 5.1	132 11.5	677 58.8	171 14.8	77 6.7	36 3.1	-0.07
総合評価(32)	1152 100.0	5 0.4	113 9.8	674 58.5	275 23.9	60 5.2	25 2.2	-0.24

全体的にマイナス評価が多いなかで、買い物0.32、学校・保育施設0.13、日当たりや風通し0.52、緑の多さ0.25、親水性の豊かさ0.10、ごみ収集0.16などについてプラス評価となっており、総じて快適性についての評価が高い。

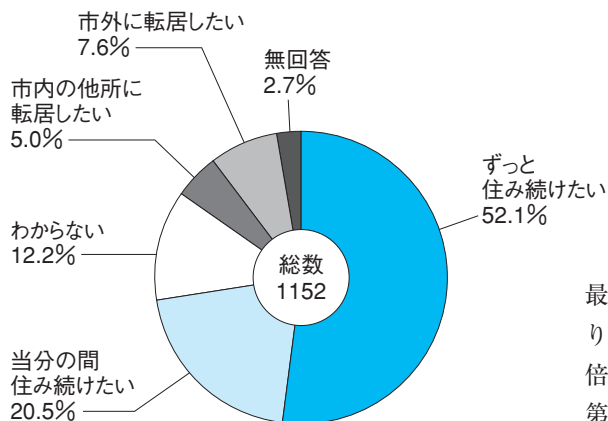
3) 定住の意向について

問9 定住理由



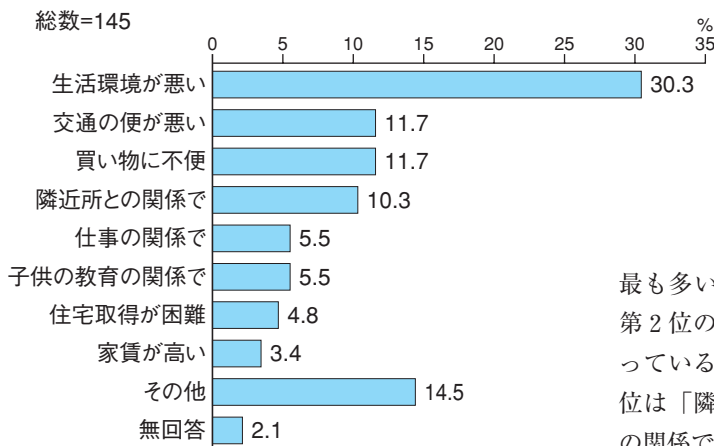
回答のなかでは、「生まれが市内だから」が60.5%と、他に比べて格段に多くなっているのが目立っている。2番目に多いのは、「結婚したため」の19.8%となっている。

問10 定住意向



最も多い答えは「ずっと住み続けたい」の52.1%であり、第2位の「当分の間住み続けたい」の20.5%の2倍以上となっている。第3位は「わからない」(12.2%)、第4位は「市外に転居したい」(7.6%)となっている。

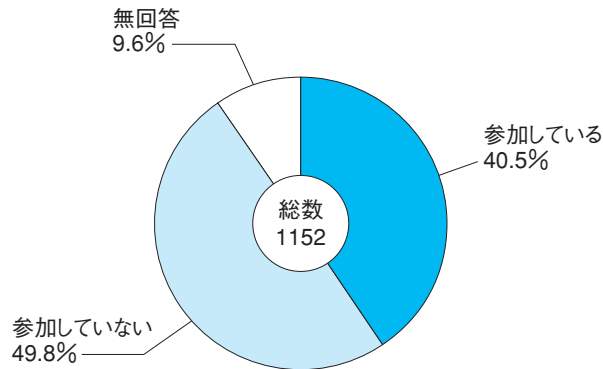
問11 転居したい理由



最も多い答えは「生活環境が悪い」の30.3%であり、第2位の「交通の便が悪い」の11.7%の2倍以上となっている。第3位は「買い物に不便」(11.7%)、第4位は「隣近所との関係で」(10.3%)、第5位は「仕事の関係で」(5.5%)となっている。

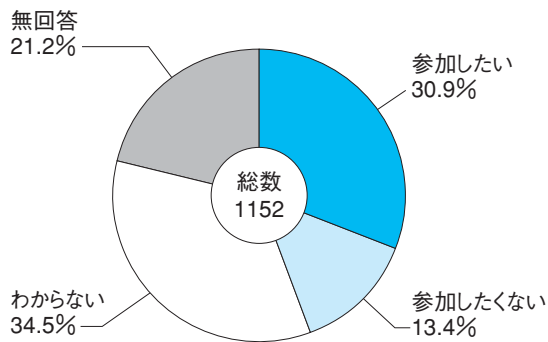
4) 地域コミュニティ活動への参加について

問 12-1 地域活動



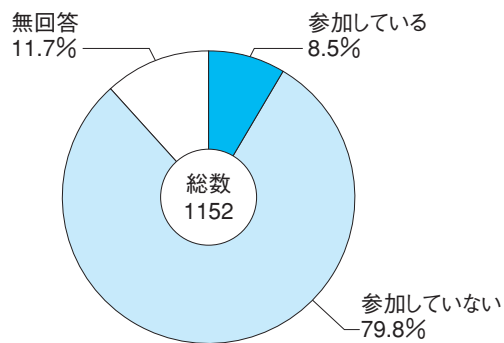
「参加していない」が49.8%と、「参加している」の40.5%をある程度上回る結果となっている。

問 12-2 地域活動



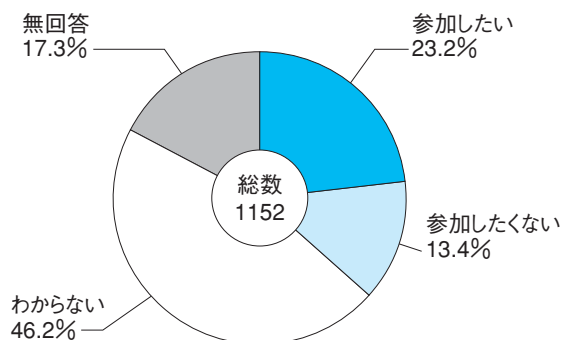
最も回答が多いのは、「わからない」の34.5%である。次に多いのは「参加したい」であり、30.9%とこれを若干下回って続いている。第3位は「参加したくない」の13.4%となっている。

問 12-1 福祉ボランティア活動



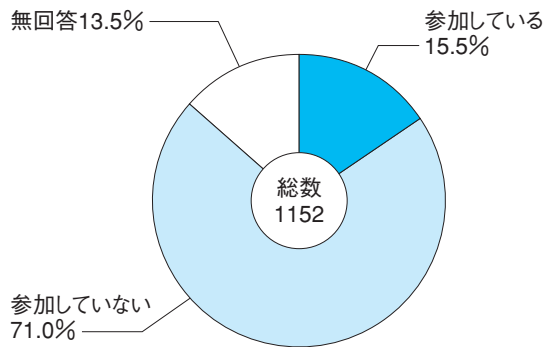
「参加していない」が79.8%と、「参加している」の8.5%を大きく上回る結果となっている。

問 12-2 福祉ボランティア活動



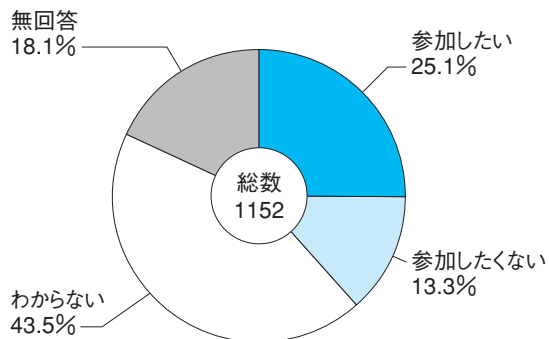
最も回答が多いのは、「わからない」の46.2%である。次に多いのは「参加したい」であり、23.2%とこれを一定程度下回って続いている。第3位は「参加したくない」の13.4%となっている。

問 12-1 住民活動



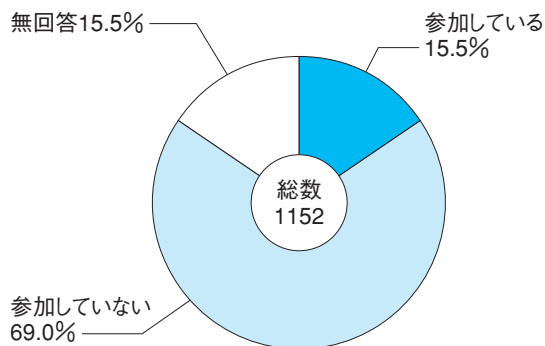
「参加していない」が71.0%と、「参加している」の15.5%を大きく上回る結果となっている。

問 12-2 住民活動



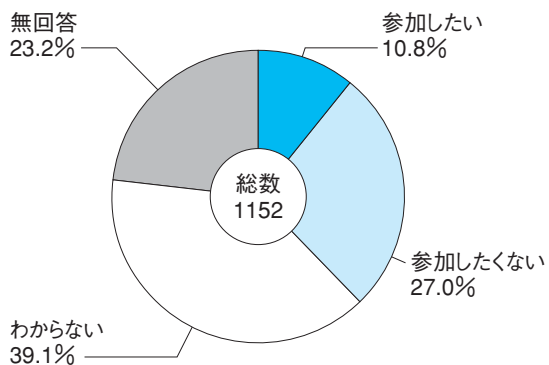
回答の中の第1位は、「わからない」の43.5%であり、第2位の「参加したい」の25.1%をかなり上回っている。第3位は「参加したくない」(13.3%)となっている。

問 12-1 PTAや保護者会の役員



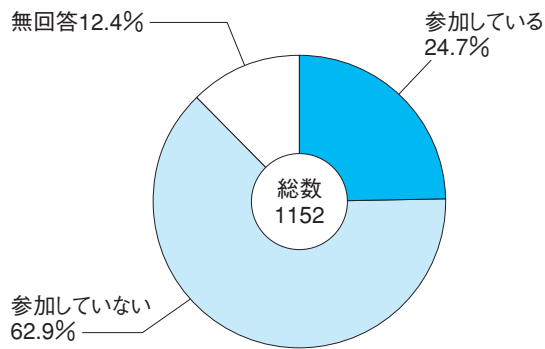
「参加していない」が69.0%と、「参加している」の15.5%を大きく上回る結果となっている。

問 12-2 PTAや保護者会の役員



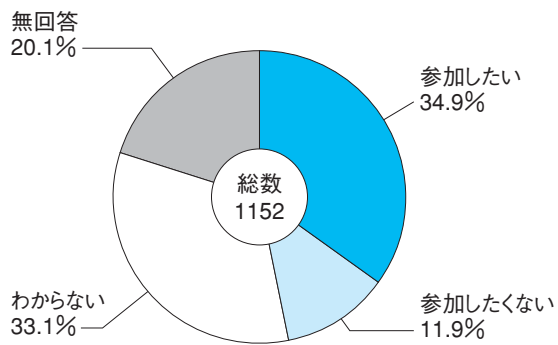
回答の中の第1位は、「わからない」の39.1%であり、第2位の「参加したくない」の27.0%をかなり上回っている。第3位は「参加したい」(10.8%)となっている。

問 12-1 スポーツ・レクリエーション活動や文化、学習活動



「参加していない」が62.9%と、「参加している」の24.7%を大きく上回る結果となっている。

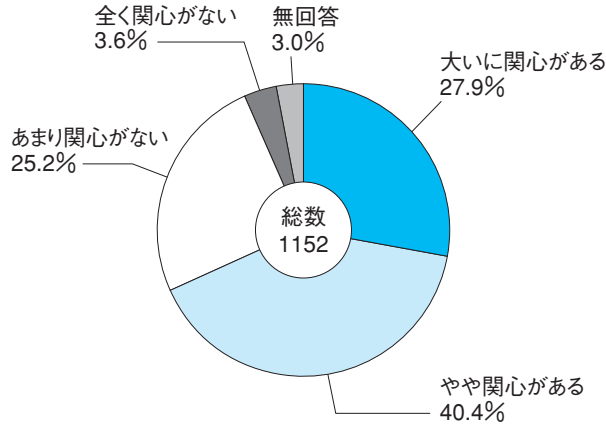
問 12-2 スポーツ・レクリエーション活動や文化、学習活動



回答の中の第1位は、「参加したい」の34.9%であり、第2位の「わからない」の33.1%を若干上回っている。第3位は「参加したくない」(11.9%)となっている。

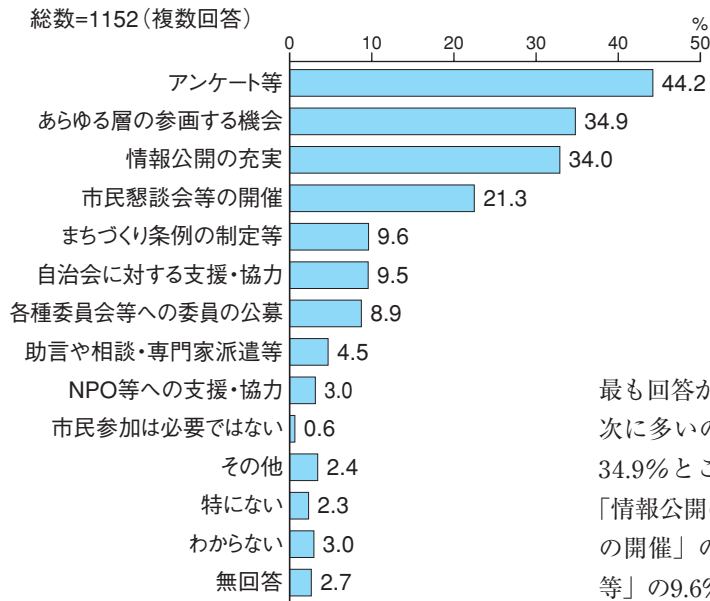
5) 市政との関わりについて

問13 市政への関心



最も回答が多いのは、「やや関心がある」の40.4%である。次に多いのは「大いに関心がある」であり、27.9%とこれを一定程度下回って続いている。第3位は「あまり関心がない」の25.2%となっている。

問14 市民参加を活性化する方法



最も回答が多いのは、「アンケート等」の44.2%である。次に多いのは「あらゆる層の参画する機会」であり、34.9%とこれをやや下回って続いている。第3位は「情報公開の充実」の34.0%、第4位は「市民懇談会等の開催」の21.3%、第5位は「まちづくり条例の制定等」の9.6%となっている。

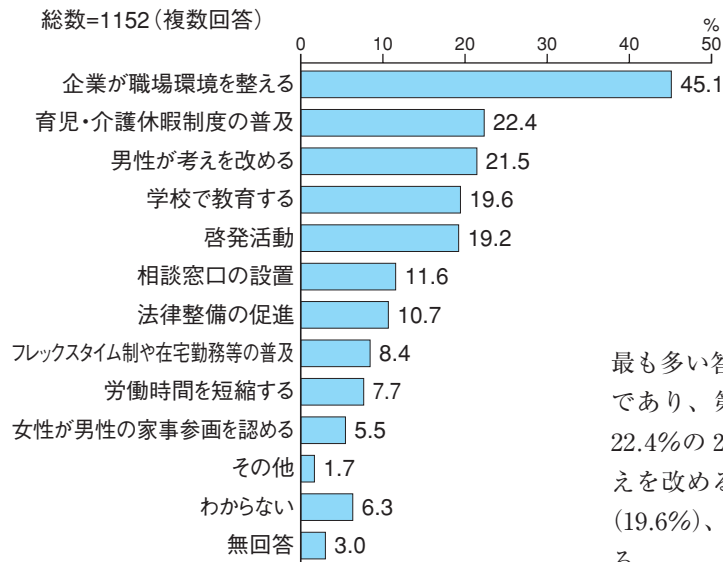
6) 男女共同参画社会について

問15 男女の平等についての評価

	全体 (0)	男性が優遇 (1)	やや男性が優遇 (2)	平等 (3)	やや女性が優遇 (4)	女性が優遇 (5)	わからない (6)	無回答 (7)
家庭生活(1)	1152 100.0	189 16.4	423 36.7	369 32.0	66 5.7	11 1.0	62 5.4	32 2.8
職場(2)	1152 100.0	255 22.1	429 37.2	180 15.6	42 3.6	17 1.5	165 14.3	64 5.6
教育の場(3)	1152 100.0	36 3.1	141 12.2	607 52.7	39 3.4	14 1.2	240 20.8	75 6.5
地域活動の場(4)	1152 100.0	102 8.9	338 29.3	401 34.8	84 7.3	15 1.3	156 13.5	56 4.9
法律や制度(5)	1152 100.0	112 9.7	311 27.0	445 38.6	58 5.0	18 1.6	153 13.3	55 4.8
社会通念や慣習(6)	1152 100.0	276 24.0	514 44.6	163 14.1	34 3.0	9 0.8	107 9.3	49 4.3
社会全体(7)	1152 100.0	182 15.8	576 50.0	183 15.9	52 4.5	11 1.0	100 8.7	48 4.2

教育の場での男女平等を指摘する声が多い。職場や社会通年・慣習、社会全体については平等であるとする声が少ない。

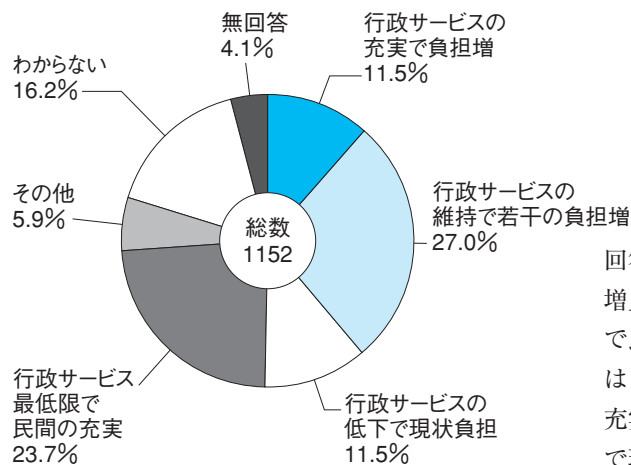
問16 男女共同参画社会への必要な取組



最も多い答えは「企業が職場環境を整える」の45.1%であり、第2位の「育児・介護休業制度の普及」の22.4%の2倍以上となっている。第3位は「男性が考えを改める」(21.5%)、第4位は「学校で教育する」(19.6%)、第5位は「啓発活動」(19.2%)となっている。

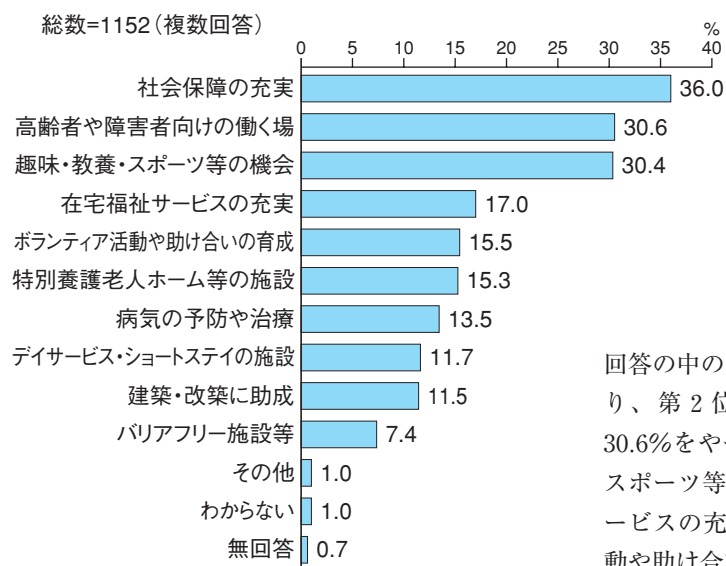
7) 福祉等について

問 17 医療・福祉の進め方



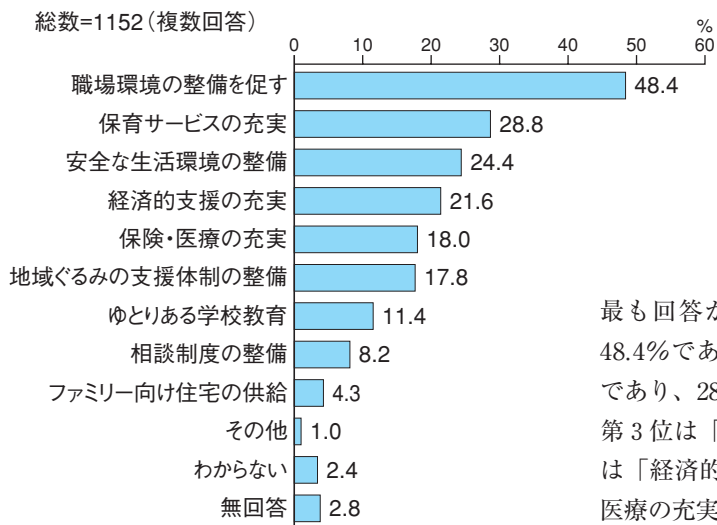
回答の中の第1位は、「行政サービス維持で若干の負担増」の27.0%であり、第2位の「行政サービス最低限で民間の充実」の23.7%を若干上回っている。第3位は「わからない」(16.2%)、第4位は「行政サービスの充実で負担増」(11.5%)、第5位は「行政サービス低下で現状負担」(11.5%)となっている。

問 18 高齢化への対応策



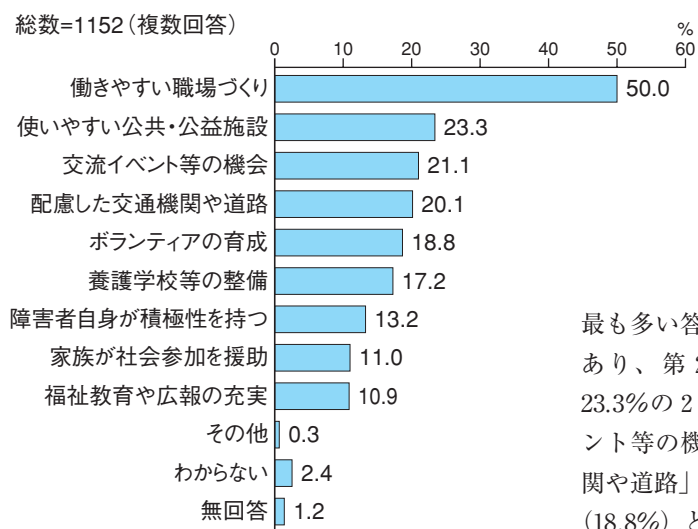
回答の中の第1位は、「社会保障の充実」の36.0%であり、第2位の「高齢者や障害者向けの働く場」の30.6%をやや上回っている。第3位は「趣味・教養・スポーツ等の機会」(30.4%)、第4位は「在宅福祉サービスの充実」(17.0%)、第5位は「ボランティア活動や助け合いの育成」(15.5%)となっている。

問19 次世代育成のための施策



最も回答が多いのは、「職場環境の整備を促す」の48.4%である。次に多いのは「保育サービスの充実」であり、28.8%とこれを一定程度下回って続いている。第3位は「安全な生活環境の整備」の24.4%、第4位は「経済的支援の充実」の21.6%、第5位は「保健・医療の充実」の18.0%となっている。

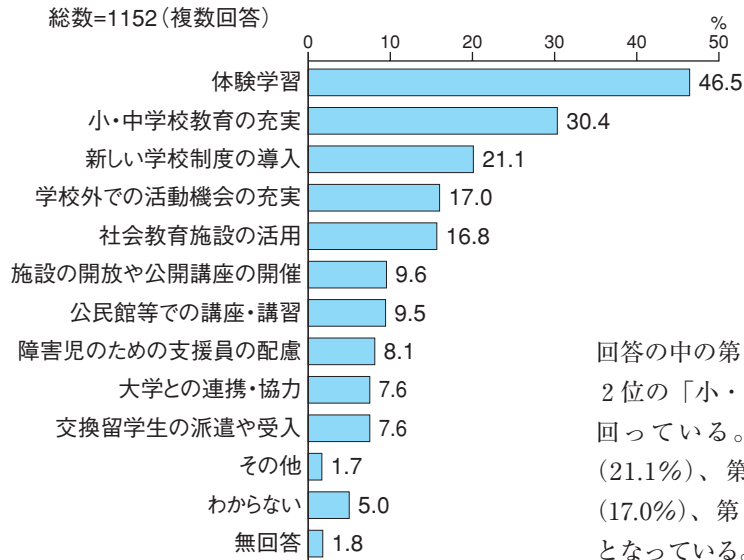
問20 障害者の地域や社会参加の方策



最も多い答えは「働きやすい職場づくり」の50.0%であり、第2位の「使いやすい公共・公益施設」の23.3%の2倍以上となっている。第3位は「交流イベント等の機会」(21.1%)、第4位は「配慮した交通機関や道路」(20.1%)、第5位は「ボランティアの育成」(18.8%)となっている。

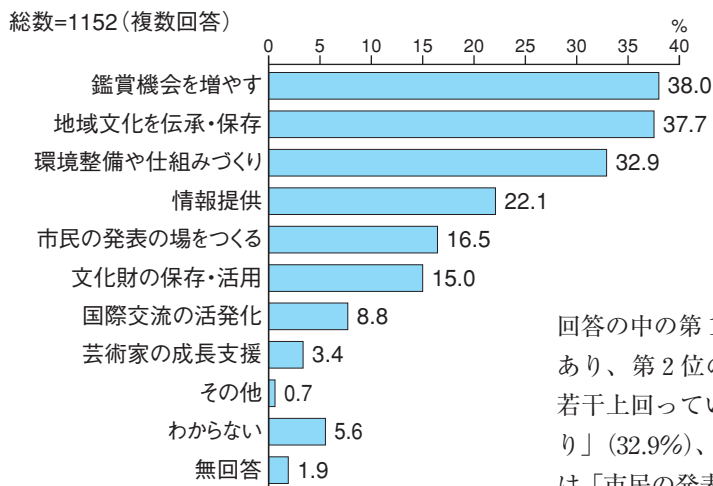
8) 教育・文化について

問21 教育の充実のための施策



回答の中の第1位は、「体験学習」の46.5%であり、第2位の「小・中学校教育の充実」の30.4%をかなり上回っている。第3位は「新しい学校制度の導入」(21.1%)、第4位は「学校外での活動機会の充実」(17.0%)、第5位は「社会教育施設の活用」(16.8%)となっている。

問22 市民文化醸成のための方策

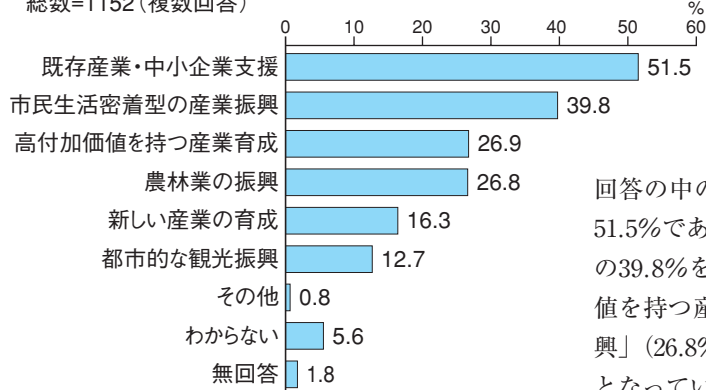


回答の中の第1位は、「鑑賞機会を増やす」の38.0%であり、第2位の「地域文化を伝承・保存」の37.7%を若干上回っている。第3位は「環境整備や仕組みづくり」(32.9%)、第4位は「情報提供」(22.1%)、第5位は「市民の発表の場をつくる」(16.5%)となっている。

9) 産業活動について

問23 産業振興施策

総数=1152(複数回答)

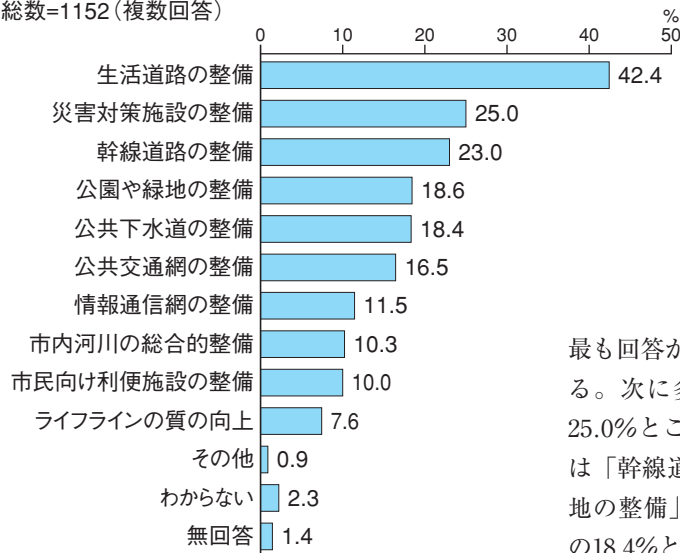


回答の中の第1位は、「既存産業・中小企業支援」の51.5%であり、第2位の「市民生活密着型の産業振興」の39.8%をかなり上回っている。第3位は「高付加価値を持つ産業育成」(26.9%)、第4位は「農林業の振興」(26.8%)、第5位は「新しい産業の育成」(16.3%)となっている。

10) 都市基盤の整備について

問24 都市基盤整備の施策

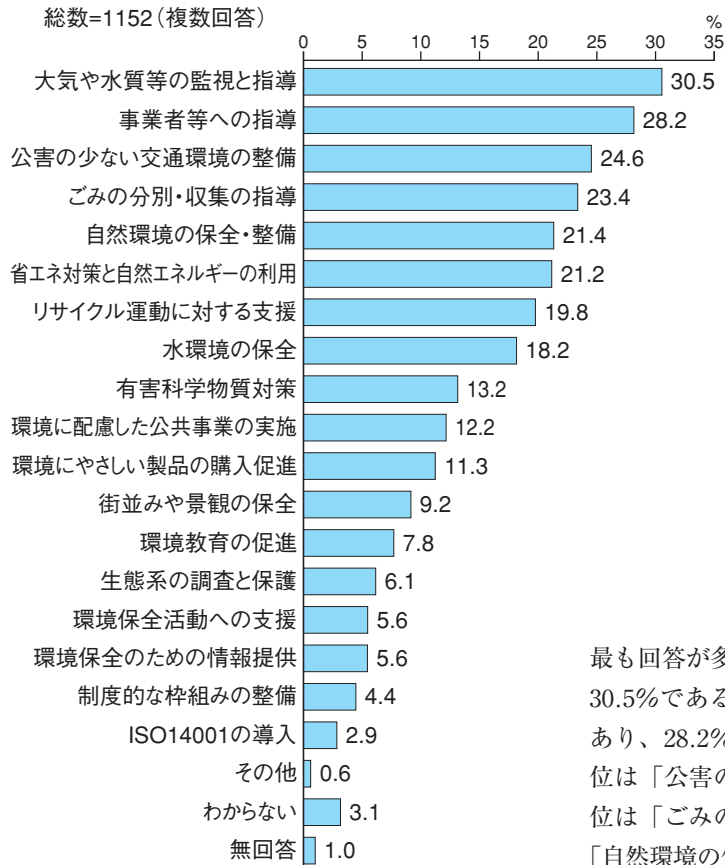
総数=1152(複数回答)



最も回答が多いのは、「生活道路の整備」の42.4%である。次に多いのは「災害対策施設の整備」であり、25.0%とこれを一定程度下回って続いている。第3位は「幹線道路の整備」の23.0%、第4位は「公園や緑地の整備」の18.6%、第5位は「公共下水道の整備」の18.4%となっている。

11) 環境保全について

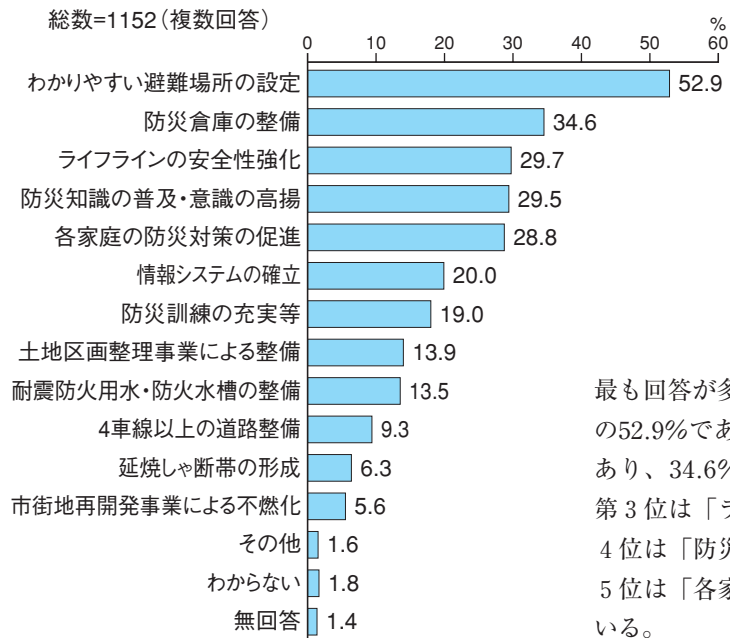
問 25 環境保全のための施策



最も回答が多いのは、「大気や水質等の監視と指導」の30.5%である。次に多いのは「事業者等への指導」であり、28.2%とこれを若干下回って続いている。第3位は「公害の少ない交通環境の整備」の24.6%、第4位は「ごみの分別・収集の指導」の23.4%、第5位は「自然環境の保全・整備」の21.4%となっている。

12) 防災対策について

問 26 防災対策のための施策



最も回答が多いのは、「わかりやすい避難場所の設定」の52.9%である。次に多いのは「防災倉庫の整備」であり、34.6%とこれを一定程度下回って続いている。第3位は「ライフラインの安全性強化」の29.7%、第4位は「防災知識の普及・意識の高揚」の29.5%、第5位は「各家庭の防災対策の促進」の28.8%となっている。

13) 行政情報の提供について

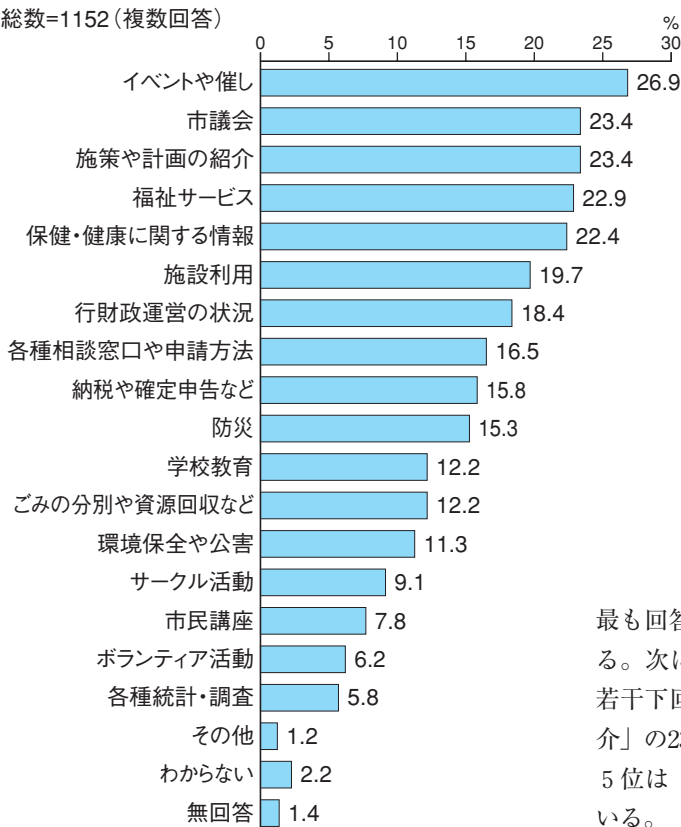
問27 市の情報を得る手段

	全体 (0)	よく利用する (1)	たまに利用する (2)	利用しない (3)	無回答 (4)
市の情報誌(1)	1152 100.0	646 56.1	392 34.0	75 6.5	39 3.4
新聞・タウン紙(2)	1152 100.0	250 21.7	580 50.3	227 19.7	95 8.2
テレビ・ラジオ(3)	1152 100.0	254 22.0	484 42.0	324 28.1	90 7.8
家族・知人(4)	1152 100.0	253 22.0	687 59.6	112 9.7	100 8.7
掲示板・回覧版(5)	1152 100.0	265 23.0	467 40.5	316 27.4	104 9.0
市のホームページ(6)	1152 100.0	66 5.7	237 20.6	744 64.6	105 9.1
地域での集会(7)	1152 100.0	68 5.9	354 30.7	632 54.9	98 8.5

市の情報紙（市報など）が利用率が最も高く、56.1%と半数を超える。家族・知人も比較的多く、新聞やテレビなどのマスコミを若干上回る利用率となっている。地域での集会や市のホームページはあまり利用率が高くない。

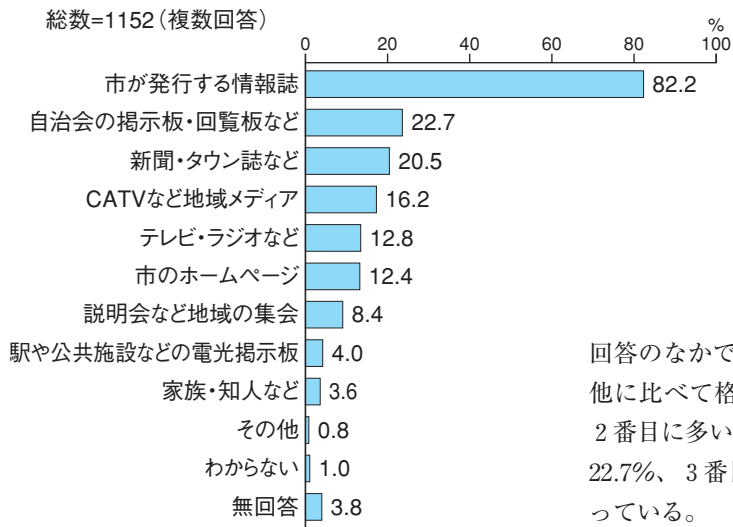
問28 提供して欲しい情報

総数=1152(複数回答)



最も回答が多いのは、「イベントや催し」の26.9%である。次に多いのは「市議会」であり、23.4%とこれを若干下回って続いている。第3位は「施策や計画の紹介」の23.4%、第4位は「福祉サービス」の22.9%、第5位は「保健・健康に関する情報」の22.4%となっている。

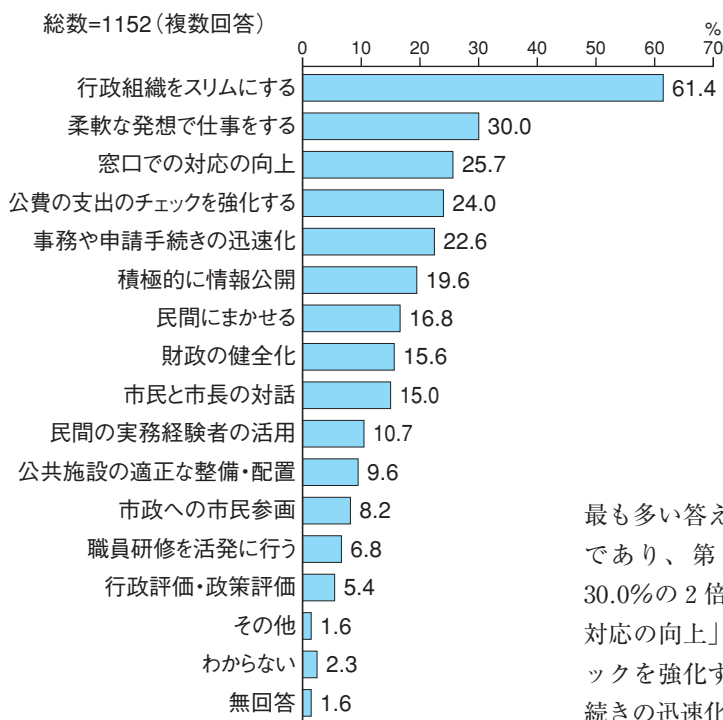
問 29 市の情報を得る今後の手段



回答のなかでは、「市が発行する情報誌」が82.2%と、他に比べて格段に多くなっているのが目立っている。2番目に多いのは、「自治会の掲示板・回覧板など」の22.7%、3番目は「新聞・タウン紙など」の20.5%となっている。

14) 市役所の仕事について

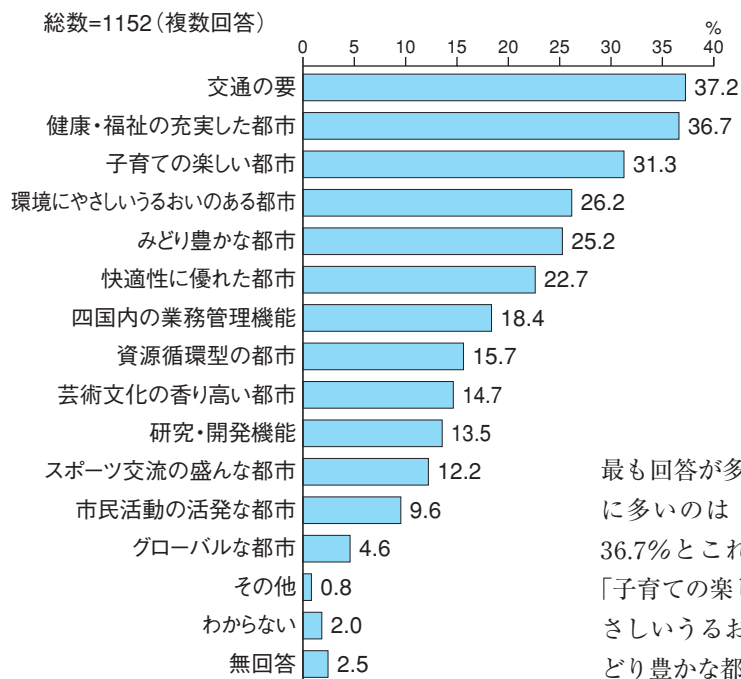
問 30 市役所の業務や組織について



最も多い答えは「行政組織をスリムにする」の61.4%であり、第2位の「柔軟な発想で仕事をする」の30.0%の2倍以上となっている。第3位は「窓口での対応の向上」(25.7%)、第4位は「公費の支出のチェックを強化する」(24.0%)、第5位は「事務や申請手続きの迅速化」(22.6%)となっている。

15) 市の将来像について

問 32 市の将来像



最も回答が多いのは、「交通の要」の37.2%である。次に多いのは「健康・福祉の充実した都市」であり、36.7%とこれを若干下回って続いている。第3位は「子育ての楽しい都市」の31.3%、第4位は「環境にやさしいうるおいのある都市」の26.2%、第5位は「みどり豊かな都市」の25.2%となっている。

5-1 四国中央市基本構想審議会条例

平成16年4月1日
条例第13号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、四国中央市基本構想審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、市の基本構想の策定等に関する必要な事項について審議を行うものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 公共的団体の役員
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 市の職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、職名により選ばれた委員の任期は、その職にある期間とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選とする。
- 3 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。
- 4 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、必要に応じ会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画担当課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年6月10日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

5-2 四国中央市基本構想審議会条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、四国中央市基本構想審議会条例（平成16年四国中央市条例第13号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、四国中央市基本構想審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 条例第2条に規定する審議事項は、次のとおりとする。

- (1) 基本構想
- (2) 基本計画
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(会長等の責務)

第3条 会長は、審議会の会議（以下「会議」という。）を、迅速かつ能率的に運営するよう努めなければならない。

- 2 審議会の委員は、会議に積極的に参画するとともに円滑な議事運営に協力しなければならない。

(関係者の出席)

第4条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第5条 審議会に、部会を置くことができる。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

5-3 四国中央市基本計画審議部会設置要綱

(設置)

第1条 四国中央市基本構想審議会条例施行規則第5条の規定に基づき、四国中央市基本計画審議部会（以下「部会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 部会は、主に基本計画に関し必要な事項について審議を行うものとする。

(組織)

第3条 部会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、基本構想審議会委員の中から、審議会で諮り決定する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、基本構想審議会委員の任期と同じとする。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

(部会長及び副部会長)

第5条 部会に部会長及び副部会長を置く。

2 部会長及び副部会長は、委員の互選とする。

3 部会長及び副部会長の任期は、委員の任期による。

4 部会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又はかけたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 部会の会議は、必要に応じ部会長が招集する。

2 部会は、委員の過半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、企画担当課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年8月5日から施行する。

5-6 基本計画審議部会委員名簿

平成16年8月26日現在

	役 職 名	氏 名
部 会 長	Four-C 監事	大西 英彦
副部会長	社会福祉法人 澄心 「なかまたち」コーディネーター	加地 彰子
委 員	四国中央市PTA連合会会長	石川 豊和
委 員	伊予三島商店街連合会会長	石川 光重
委 員	アトリエUMA代表	石村 浩
委 員	新宮あじさいグループ会長	大西 敬志郎
委 員	四国中央市土居地産地消推進委員会会長	深川 正延
委 員	イースト愛媛ベンチャークラブ代表	星川 光代
委 員	法皇青年会議所理事長	森實 泰三
委 員	劇団 サイケデリックマンモス代表	山本 淑子

6-1 諮 問 書

四総企第66号
平成16年7月23日

四国中央市基本構想審議会会長 様

四国中央市長 井 原 巧

第一次四国中央市総合計画基本構想（案）について（諮問）

四国中央市基本構想審議会条例第2条の規定に基づき、第一次四国中央市総合計画基本構想（案）等について、貴審議会の意見を求めます。

6-2 答申書(基本構想)

平成17年2月28日

四国中央市長 井原 巧 様

四国中央市基本構想審議会
会長 井川 俊 高

第一次四国中央市総合計画基本構想について(答申)

平成16年7月23日付け、四総企第66号で諮問のありました「第一次四国中央市総合計画基本構想案」について、下記のとおり答申します。

(答 申)

平成16年4月1日に四国中央市が誕生し、新たな船出をしたが、当市を取り巻く社会情勢は、三位一体改革、市町村合併による地方分権の推進、少子高齢化、国際化、高度情報化の進展、産業構造の変化、地球規模での環境問題など様々な課題に直面しており、これに伴い市民の生活様式や価値観が多様化するなど大きな転換期を迎えている。

このような時代を生き抜くため、真に地方の自立が求められている現在、自治運営の基本となる「人」すなわち市民を主体とした市民と行政の協働による「市民一人一人が幸せに暮らせる」新たなまちづくりに重点を置くとともに、厳しい財政状況から脱却し、新市の財政基盤を確立するために、抜本的な行財政改革の断行による行政の合理化、効率化の徹底を図り、新市としての基礎を築く最初の10年のまちづくりの施策を総括した基本構想案については、概ね適切と認め、審議過程での意見、要望を下記のとおり付して答申とする。

記

- 1 地方自治の憲法ともいえる自治基本条例を制定し、これに基づいた各条例の整備を行い、市民と行政が協働でまちづくりを推進できる体制を早期に確立されたい。
- 2 市民参画の行政評価システムを構築し、事業の取捨選択を行い、市民の要望に沿った効率的な事業の推進を図られたい。
- 3 公募を原則として、審議会等へ市民が幅広く参加できる機会を増やし、企画、計画段階から市民の意向を施策に反映されたい。
- 4 各種団体等への補助金について、団体の活動状況等に応じた適正な補助を行うため、市民が主体となった審査会を組織し、財政の効率化を図られたい。
- 5 時代に応じて動きのある福祉関連法令への適応も含め、福祉関係の窓口を一本化し、柔軟な対応ができる体制整備を図り、市民の利便性の向上に努められたい。

- 6 基本構想で示された施策については、今後策定される基本計画に十分反映させ、実施可能な事業については、速やかに実施し、新たなまちづくりを推進されたい。

6-3 答申書(基本計画)

平成17年 9月30日

四国中央市長 井原 巧 様

四国中央市基本構想審議会
会長 井川 俊 高

第一次四国中央市総合計画基本計画について(答申)

平成16年7月23日付け、四総企第66号で諮問のありました「第一次四国中央市総合計画基本計画案」について、下記のとおり答申します。

(答 申)

平成16年7月23日の第1回基本構想審議会以降、新市の総合計画のうち基本構想及び基本計画について、鋭意審議を重ねてきた。総合計画の骨格とも言える基本構想については、平成17年2月28日に答申、それを受けて3月25日に議決を得て既に成案化されている。

基本計画案は、基本構想の「まちづくりの施策の大綱」に基づいて基本方針を定め、計画を具現化するため施策を細分化し、可能な範囲で主要事業を掲載するとともに、各施策の10年後の目標値を設定することにより、事業推進の方向を明確にし、事業の長期的な評価を得ることが可能となっている。また、審議過程において、基本計画審議部会を頻繁に開催し、市民の意向を踏まえた協議を重ねたことにより、施策の柱である市民を中心とした協働のまちづくりにふさわしい長期計画となった基本計画案については、概ね適切と認め、審議過程での意見、要望を別紙のとおり付して答申とする。

6-4 新しいふるさとへ（新市建設への提言）

四国中央市基本構想審議会

基本構想審議会は、平成16年7月に市長より諮問を受け、その後概ね1年半の協議期間を経て基本構想並びに基本計画の策定にあたった。通常の自治体における基本構想の改定とは異なり4市町村合併後の新市の構想・計画であるがために、協議当初からかつての地域ごとの個性、文化等を尊重しつつもなおそこに「新しい形」を求める気運が内外に満ちていた。

しかしながら、策定協議を始めるにあたりまず我々委員が目にしたものは、その深刻な財政事情であった。合併の時期が「三位一体改革」に代表される国をあげての制度改革と重なり、国庫補助金や地方交付税の減額の上に合併に伴う過渡期的経費がかさんだものであるが、この影響は後に平成17年度当初予算が前年度比12パーセントの減額予算となったことでより顕著なものとなった。ただし、こうした財政問題は合併の有無に関わらず、いまや全国自治体共有の問題となっている状況に鑑みれば、むしろ今後の人件費、物件費等の削減が可能視されていること自体が合併を選択した妥当性を主張するものであろう。

こうした状況を背景とし新市のまちづくりに対する審議会の協議が開始された。当初、必然的にその論旨は行政の効率化に集中することとなったが、元来、当地域の合併は単に行財政の効率化のみを求めたものではなく、強い地場産業の経済力と四国の中央という地の利を生かした新たな交流拠点都市を目指すという目的があった。従って、協議の視点は次第に行革から新市のまちづくりの構築、ルールづくりといった方向へと移り、委員発意による「四国のまんなか 人がまんなか」という都市像が浮かび上がった。

これに基づく基本理念、施策の柱はすでに基本構想でご案内のとおりであるが、さらに各分野ごとの具体的な事業を紹介したのがこの基本計画である。ただし、限られた時間の中で膨大な量の事務事業の内容、実施時期などをすべて精査することは不可能であり、また今後の10年間は国をあげての改革期となることが予想され、その社会的、経済的变化は予断を許さないところである。従って、本審議会においては、10年間におけるまちづくりの基本理念とその骨格となるルールづくり、また主要事業に対する考え方などに傾注することとなった。当然のことながら、これらの考え方などは今後3年間単位で1年ごとに改定を行う実施計画において反映され具現化されるものと確信している。

なお、本基本計画の策定にあたっては、随所に審議会の意向を反映させたつもりではあるが、まちづくり全般に共通する基本的な事項及び主要事業の考え方など、構成上書き示せなかった事項について末尾ながら提言として残すこととした。今後の市政運営の参考となれば幸甚である。

(1) まちづくりの基本ルールとなる自治基本条例について

自治体の憲法とも言われる自治基本条例については、県下初の取組みとして平成18年度中の成案化を目指しすでに民間の委員会により策定に取りかかっている。当審議会としても注目している条例であり、公権と市民の権利、そして両者の責務等の明文化が新市のまちづくりに果たす役

割は大きいものと期待している。議会との連携を円滑に行い、議決後は同条例の趣旨目的を市政全般に浸透させるべく、個別条例の精査に鋭意取り組まれない。

(2) 市民と行政の「協働」について

国・地方を問わず当面の間は厳しい財政状況が続くものと思われるが、そうした中で今後重要視されているものが、市民と行政との「協働」である。新市においては、ボランティアなど市民活動の推進のほか、公共事業の遂行にあたっては企画立案といったより早い段階における市民参画が可能となる制度づくりを図られたい。また、道路や箱物に関わらず、事業の実施段階においても関係団体や周辺住民の意見を求めるシステムを上記条例に基づき整備されたい。また、地方のことは地方が責任をもって行う地方分権の趣旨に倣い、地域のことは地域が責任をもって行う市民自治の普及のため、かかる推進策の構築に期待したい。

(3) より早期における合併の効果現出を

合併は最大の行政改革である。当市の合併の目的は、先にも述べたように新たな発展への方策という主眼があるが、合併による行政の合理化、スリム化を前提としていることには相違ない。本基本計画と並行して作成された行政改革大綱においては、10年間でおよそ260人以上の職員数削減による人件費の削減や、施設の統廃合、民間への管理委託等による物件費の削減を提唱しているが、なお、今後の行財政運営に当たっては同大綱に基づく徹底した効率化を図り、1年でも速く合併による経済効果を現出し、高い地場の経済力が最大限にまちづくりに反映されるよう努められたい。ただし、行政区画が合併により拡大された中で行政のスリム化を進めていくためには、現在すでに着手している補助金の見直し作業に見られるように住民の税意識の高揚に基づく理解が不可欠である。また、それを得るための説得力、すなわち職員個々の資質向上が求められるところである。従って今後の行政改革にあたっては、指定管理者制度の積極的導入や施設業務そのものの民営化等、民活の最大限の活用及び徹底した職員の意識改革を並行し強力に推進されるよう望むものである。

(4) 主要大型施設の建設について

本基本計画期間中（平成17年～同26年）における普通建設事業を考察する際、財政計画と照合しどうしても先行し念頭に置かざるを得ないのが主要な大型施設の建設である。すでに着手している東中学校や次に控える川之江小学校などの義務教育施設や合併後2千戸に余る戸数となった公営住宅など、その老朽化から建替えを余儀なくされる事業については、順次その実施年度を調整するという手法をとらざるを得ないが、単年度もしくは2年度にまたがり建設される大型施設については、その莫大な事業費から他の建設事業を圧迫するため、これらの建設時期をどこに設定するかが重要な協議事項となった。審議会では、これら大型施設のうち特筆すべき事業として「新庁舎」と「文化ホール」を選択した。

新庁舎については、合併協議会において小委員会を設置し協議された「新市の事務所の位置」に関する協定項目に記載されている施設であり、今後の行政改革において最終的な組織機構を包括する施設である。旧川之江、旧伊予三島の両庁舎の老朽化、耐震性の問題、また同じく構造上の問題を抱える消防署庁舎との統合などの点から建替えが検討される施設である。

文化ホールは、旧2市の老朽化した市民会館の建替えを背景とし、長年にわたり県にその建設を陳情してきた施設である。また、一般市民や各種団体からの建設要望にも強いものがある。

この2つの施設に共通するものは、建設事業費に対する国庫補助金などといった特定財源がなく、合併後10年間に限り許可される合併特例債に頼らざるを得ない点である。審議会において協議した結果、文化ホールの建設を基本構想に定める第2ステージ（概ね平成20年度～同24年度）に、そして新庁舎の建設を第3ステージ（概ね平成25年度～同26年度）と想定した。

その理由としては、まず厳しい財政状況の中では市民の要望が多い文化ホールを優先すべきと考えたこと、そして新庁舎については職員数の削減等、組織機構の改革とある程度歩調を合わせ検討すべきものであり、計画期間の最終段階である第3ステージが適切と考えたものである。

なお、これら大型施設の建設のみならず、行政の事務事業全般にわたってこれまで述べてきた新しいまちづくりのルールに従い、より早い段階から市民の参画を得た準備検討期間を設けると共に、事務事業の評価制度を導入し、新規事業に対する厳密な精査、継続または終了した事業への正確な評価等を実施し、その結果を市民にわかりやすい形で公表されたい。

(5) おわりに

合併後1年を経て、井原市長の意向により市民サロン（出張市長室）、市民窓口センター（ワンストップサービス）、女性生活相談室、障害者総合相談窓口など、市民への相談窓口が大きく拡大された。今後、情報公開や個人情報保護といった問題が低調化するとは思われず、行政と市民との円滑な関係を保つ上で、こうした会話を尊重した施策は益々その必要性を増していくものと思われる。

「四国のまんなか 人がまんなか」のまちづくりを進めるためには、市民と行政との協働、その基本となる会話が不可欠である。合併後の様々な「しこり」が解消されるにはかなりの時間を要するものであろうが、1日も早く新市としての一体感を醸成し、行財政の効率化を図り、今の逼迫した財政状況から脱却すれば、もとより力のある四国中央市である。飛躍的な発展のさきに「まんなか」が垣間見えるに違いない。本総合計画がその主役となって機能し、この提言がその一助ともなれば幸甚である。

7 総合計画に係る審議会等経過

日 時	場 所	会議名等	内 容
【平成16年度】			
4 / 15 (木) 9:30	本庁5階第2委員会室	第1回 部長会(策定委員会)	総合計画概要説明
5 / 21 (金) 9:30	本庁4階会議室	第1回 作成班会	総合計画概要説明・調書等提出依頼
6 / 3 (木) 9:00	本庁3階会議室	企画課内会 委託業者1次審査	9社→5社
7 / 5 (月) 13:00	本庁5階第1委員会室	部長会 委託業者2次審査	企画課で5社→3社 決裁で了承
7 / 23 (金) 13:30	本庁4階会議室	第1回 基本構想審議会	委嘱状交付・正副会長選出・委託業者選定等
8 / 26 (木) 13:30	本庁5階第2委員会室	第1回 基本計画審議部会	市財政概要説明・正副部会長選出・市民アンケート等
9 / 21 (火) 15:00	本庁4階会議室	第2回 基本計画審議部会	パスコと基本計画協議
10 / 6 (水) 19:00	本庁5階第2委員会室	第3回 基本計画審議部会	基本構想の基本的方向・基本計画調書協議
10 / 19 (火) 15:00	本庁5階第1委員会室	第4回 基本計画審議部会	市民アンケート分析中間報告・基本構想協議
10 / 29 (金) 15:00	福祉会館3階会議室	第2回 基本構想審議会	審議部会活動報告・市民アンケート分析中間報告・基本構想協議
11 / 18 (木) 15:00	本庁5階第2委員会室	第5回 基本計画審議部会	CATV事業・将来像協議
12 / 9 (木) 19:00	本庁4階会議室	第6回 基本計画審議部会	自治基本条例・行政評価・基本理念・将来像・重点戦略協議
12 / 22 (水) 13:00	福祉会館3階会議室	第3回 基本構想審議会	審議部会活動報告・基本構想素案協議
1 / 11 (火) 19:00	本庁5階第2委員会室	第7回 基本計画審議部会	基本構想案、今後の基本計画の進め方協議
1 / 27 (木) 14:25	本庁5階特別会議室	第2回 部長会(策定委員会)	基本構想案協議
2 / 3 (木) 10:00	本庁5階第1委員会室	総務委員協議会	基本構想案協議
2 / 3 (木) 14:00	土居総合支所3階大会議室	土居町地域審議会	基本構想案協議
2 / 4 (金) 13:30	新宮中央公民館2階会議室	新宮町地域審議会	基本構想案協議
2 / 7 (月) 10:00	本庁5階第1委員会室	議員全員協議会	基本構想案協議
2 / 8 (火) 19:00	福祉会館3階会議室1	第8回 基本計画審議部会	基本構想案協議・組織及び機構改革報告
2 / 10 (木) 13:30	林業研修センター2階会議室	嶺南地域活性化協議会	基本構想案協議
2 / 24 (木) 10:00	福祉会館3階会議室	第4回 基本構想審議会	委員任期延長・基本構想案最終協議
2 / 28 (月) 14:30	市長室	基本構想案 答申(星川副会長)	
3 / 11 (金)		基本構想案 議会追加上程	委員会付託
3 / 14 (月) 9:30	本庁5階第1委員会室	総務委員会	採決(原案可決)
3 / 15 (火) 19:00	本庁4階会議室	第9回 基本計画審議部会	平成17年度予算概要・基本計画案協議

平成17年	3 / 25 (金)		本会議 最終日	基本構想案 議決(原案可決)
	【平成17年度】			
	4 / 25 (月) 19:00	本庁5階第2委員会室	第10回 基本計画審議部会	今後のスケジュール・基本計画案協議
	5 / 9 (月) 19:00	本庁5階第2委員会室	第11回 基本計画審議部会	基本計画案協議
	5 / 23 (月) 19:00	本庁5階第2委員会室	第12回 基本計画審議部会	基本計画案協議
	6 / 9 (木) 19:00	本庁5階第2委員会室	第13回 基本計画審議部会	基本計画案協議
	6 / 24 (金) 10:00	福祉会館3階会議室	第5回 基本構想審議会	基本計画案・「新市建設への提言」(案)協議
	7 / 5 (火) 19:00	本庁5階第2委員会室	第14回 基本計画審議部会	基本計画案協議
	7 / 21 (木) 19:00	福祉会館3階会議室2	第15回 基本計画審議部会	基本計画案協議
	8 / 11 (木) 13:00	福祉会館3階会議室	第6回 基本構想審議会	基本計画案協議
	8 / 24 (水) 19:00	福祉会館3階会議室2	第16回 基本計画審議部会	基本計画案協議
	8 / 29 (月) 9:30	本庁5階第1委員会室	自民党勉強会	基本計画案説明
	8 / 29 (月) 13:30	本庁5階第1委員会室	共産党、公明・民主党勉強会	基本計画案説明
	9 / 1 (木)～14日(水)	市ホームページ	パブリックコメント	コメントなし
	9 / 20 (火) 10:00	土居総合支所3階大会議室	土居町地域審議会	基本計画案協議
	9 / 20 (火) 13:30	本庁5階第1委員会室	部長会	基本計画案協議
	9 / 20 (火) 19:00	林業研修センター2階会議室	嶺南地域活性化協議会	基本計画案協議
	9 / 21 (水) 10:00	新宮中央公民館2階会議室	新宮町地域審議会	基本計画案協議
	9 / 27 (火) 19:00	福祉会館3階会議室1	第17回 基本計画審議部会(最終)	基本計画案最終協議
	9 / 30 (金) 13:00	福祉会館3階会議室	第7回 基本構想審議会(最終)	基本計画案最終協議
9 / 30 (金) 審議会終了後	市長室	基本計画案 答申(井川会長)	星川副会長 同席	